

基礎研 レター

インドの生命保険市場(5)

ーインドの生命保険会社のリスク管理はどのように
行われているのかー

取締役 保険研究部 研究理事 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1ーはじめに

前回までのレターで、インドにおける保険監督規制のうちの財務関係を中心とした保険監督規制の概要及び最近の動向等について、報告してきた。

今回のレターでは、生命保険会社に求められている ALM(資産負債管理) やストレス・テスト等のリスク管理の内容について、報告する。

2ーALM(資産負債管理)に関する規定

監督当局である IRDAI(Insurance Regulatory and Development Authority of India)は、2012年1月に、生命保険会社における「資産負債管理(Asset Liability Management:ALM)とストレス・テスト」に関する通達(Circular)を発行している。これによると、ALM について、以下のように規定されている。

1 | ALM の概要

ALM は、資産及び負債に関して行われる決定や行動が、適当な形で連携されるように、ビジネスを管理する活動である。ALM は、将来キャッシュ・フローのニーズと資本要件を満たすために投資を行う保険会社の、ファイナンスの健全な管理に関係する重要なものとなっている。

監督当局は、ALM が保険事業の健全な運営に重要な役割を果たしているとして、全ての生命保険会社に対して、アポインテッド・アクチュアリー年次報告書(Appointed Actuary's Annual Report:AAAR)の第5章において、保険会社によって行われる ALM 活動の詳細に関する情報を提供することを義務付けている。

2 | ALM のガバナンス

保険会社は、取締役会により承認された ALM に関する方針を作成し、この通達の日から 90 日以内に当局に提出しなければならない。取締役会は、資産と負債の関係、保険会社の全体的なリスク許容度、リスクとリターンの要件、ソルベンシー・ポジション及び流動性要件を考慮して、保険会社の ALM 方針を承認しなければならない。取締役会は、年末あるいは必要に応じてより高い頻度で、そのような方針を定期的にレビュー

し、監督当局に AAAR とともに ALM 方針の変更等を提出しなければならない。

保険会社は、投資活動および資産ポジションが、負債やリスク・プロファイルやソルベンシー・ポジションに対して適切であることを確認するために、資産・負債のポジションを監視し、管理するための効果的な手続きを持たなければならない。保険会社は、この通達の日から 90 日以内にこの要件への遵守を確認しなければならない。

3 | ALM 方針

ALM 方針は、最低でも、保険会社が、以下のことを可能にするものでなければならない。

- a) 会社がさらされているリスクを理解していること
- b) それらを効果的に管理するための ALM 方針を策定していること
- c) ビジネスの特性や引き受けるリスクや特定／地域の市場状況に適切なテクニックを適用していること
- d) 特に、保険会社が直面しており、それによって保険会社の資産負債管理戦略の評価を向上させる、金利リスクを測定すること

4 | カバーするリスク

保険会社は、資産と負債の調整を必要とする全てのリスクを検討しなければならない。ALM フレームワークは、経済価値への潜在的な影響という点で重要な全ての領域をカバーしなければならない。資産又は負債のキャッシュ・フローの経済価値は、利用可能な場合には現在の市場価格と一致するような方法、又は市場整合的な原則や方法論やパラメータを使用して得られるものである。これらは以下のようなリスクを含む：

- a) 市場リスク
 - i) (市場の信用スプレッドの変動を含む) 金利リスク
 - ii) 株式、不動産及びその他の資産価値リスク
 - iii) 為替リスク
 - iv) 関連する信用リスク
- b) 引受リスク
- c) 流動性リスク

保険会社は、ビジネスとさらされているリスクに適切な ALM 方針のコントロールと報告手続きを開発し、実施しなければならない。これらは厳密に監視され、定期的に見直されなければならない。

5 | 監督当局への報告

全ての生命保険会社は、2012 年 3 月に終了する四半期からスタートして、各四半期末から 45 日以内に、四半期ベースでは、「別添 1」による「表 ALM(四半期)」の様式で、年間ベースでは、AAAR とともに、「表 ALM(年間)」の様式で、資産及び負債に関するデータを提出しなければならない。

6 | 報告内容

① 「表 ALM(四半期)」

「表 ALM(四半期)」のデータは、以下を含まなければならない。

- 適用される基本割引率(年次評価日において利用可能な利回り曲線に基づく)と、その基本割引率を 1% 及び 2% 増加又は減少させた割引率

② 「表 ALM(年間)」

「表 ALM(年間)」のデータは、「表 ALM(四半期)」のデータに加えて、次の変化によるデュレーションの影響についての詳細を含まなければならない。

- a) 株式の 30% の下落、様々な固定金利証券で得ることができる利回りの 100 ベーシス・ポイントの低下、死亡率/罹患率、事業費、解約/失効率における 10% の不利な変化、新契約高の 25% (の増加と減少)、それぞれ独立に
- b) 株式の 30% の下落、様々な固定金利証券で得ることができる利回りの 100 ベーシス・ポイントの低下、死亡率/罹患率、事業費、解約/失効率における 10% の不利な変化、新契約高の 25% (の増加と減少)、報告日から 3 年間、それぞれ独立に

③ 「表 ALM(四半期)」、「表 ALM(年間)」共通

「表 ALM」のデータは、「生命」、「企業年金」、「一般年金」と「医療」に対して、区分して報告されなければならない。最新の年次評価の結果による、ある事業の数学的準備金が、全体の数学的準備金の 5% 未満であれば、そのような事業ラインにおいて ALM フレームワークを検討する必要はない。全ての事業種類について、ノン・リンクとリンク(非ユニット部分)事業は、区分して報告されなければならない。

3—ストレス・テストに関する規定

前述の「資産負債管理(Asset Liability Management: ALM)とストレス・テスト」に関する通達によると、ストレス・テストについて、以下のように規定されている。

1 | ストレス・テストの概要

ストレス・テストは、保険会社が、リスクを管理し、またリスクを管理するために十分な財源を維持するために、様々なシナリオに対する潜在的な脆弱性のレベルを把握することに役立つ。ストレス・テストは、保険会社が、異なるシナリオによる定量的影響とその会社の支払能力への影響を調査することを可能にする。ストレスは、財務、運営、法律、流動性がベースのものかもしれないし、保険会社に不利な経済的影響を与える他のリスクに関連しているものかもしれない。

ストレス・テストは、リスク管理と保険会社の財務の健全性において重要なものであるが、監督当局は、通達「Circular No: IRDA/ACTL/CIR/GEN/045/03/2011, March 7, 2011」において、全ての生命保険会社に対して、保険数理報告書と要約(Actuarial Report and Abstract: ARA)の一部として、(2011年3月31日に終了した事業年度から)「シナリオと感応度テスト」を実施することを義務付けた。

2 | ストレス・テストの要件

保険会社は、「別添 2」に記載されたリスク要因について、(上記の通達に規定された)「別添 ST」を提出しなければならない。リスク要因の乖離幅は、保険会社のリスク・プロファイルに基づいて考慮することができる。しかしながら、保険会社は、会社に固有のリスク要因に加えて、以下に述べるような特定のリスク要因に基づいたシナリオに対するストレス・テストの結果を提出しなければならない。

- i 株式の 30% の下落、様々な固定金利証券で得ることができる利回りの 100 ベーシス・ポイントの低下、死亡率/罹患率、事業費、解約/失効率における 10% の不利な変化、新契約高の 25% (の増加と減少)、それ

それぞれ独立に

- ii 株式の30%の下落、様々な固定金利証券で得ることができる利回りの100 ベーシス・ポイントの低下、死亡率/罹患率、事業費、解約/失効率における10%の不利な変化、新契約高の25% (の増加と減少)、報告日から3年間、それぞれ独立に

3 | ストレス・テストの活用

保険会社の取締役会は、「表ALM」のデータ及び「別添ST」から発せられる問題のタイムリーなレビューを確実にし、監督当局に対して通告を行って、必要と思われる是正措置を講じなければならない。

アポイントド・アクチュアリーは、(もしあれば)この点に関するインド・アクチュアリー会が発行した数理計算上の実施基準に従うことができる。

(参考)ALM に関する報告資料等

別添1

表ALM(四半期)

基本シナリオ	資産	負債	ネット キャッシュ・フロー
1年以下			
1年~2年			
2年~3年			
3年~5年			
5年~7年			
7年~10年			
10年~15年			
15年~20年			
20年~25年			
25年超			
合計			

表ALM(年間) 資産と負債のマコーレー・デュレーションを記載

基本シナリオ	資産	負債	ネット キャッシュ・フロー	ネット キャッシュ・フロー (ヘッジ後)
1年以下				
1年~2年				
2年~3年				
3年~5年				
5年~7年				
7年~10年				
10年~15年				
15年~20年				
20年~25年				
25年超				
合計				

(注1)様々な資産・負債クラスのマコーレー・デュレーション(Macaoulay duration)の算出に使用される割引率は別々に設定される。

(注2)マコーレー・デュレーションは、以下の算式で計算される(C1, C2, …, Cnは、t1, t2, …, tnにおけるキャッシュ・フロー、dは割引率)。

$$\sum_{i=1}^n C_i(1+d)^{-t_i} t_i \quad / \quad \sum_{i=1}^n C_i(1+d)^{-t_i}$$

(注3)「表ALM」のデータは、CEO、CFO、アポイントド・アクチュアリーによって署名されなければならない。

別添2

財務・資本十分性ポジションの将来予測において考察されるべきリスク・ファクターの一覧表(1年間)

1. 死亡率/罹患率:経験の不利な変化
2. 投資収益
 - (a) イールド・カーブ
 - (i) パラレル・シフト
 - (ii) 5年未満は変化無し、5年以上はパラレル・シフトで、直線補間
 - (iii) 5年未満はパラレル・シフト、5年以上は変化無しで、直線補間
 - (iv) 信用スプレッドの変化

- (b) 株式市場
 - (i) 株式暴落(全ての市場、市場毎)
 - (ii) 株式固有のイベント・リスク(個々の株式の変化、株式毎)
- 3. 事業費: 事業費の増加
- 4. 継続率: 経験の不利な変化
- 5. 新契約: 新契約の低下
- 6. アポイントド・アクチュアリーは、以下の変化から発生する次の予測年における会社の経験に対するショック・シナリオを含まなければならない。
 - (a) 出再保険
 - (b) 責任準備金評価基礎
 - (c) 契約オプションの行使率
 - (d) 株主への配分
 - (e) 税金
- 7. アポイントド・アクチュアリーは、保険会社の事業に重要な関連のある他のいかなる要素も考慮しなければならない。

財務・資本十分性ポジションの将来予測において考察されるべきリスク・ファクターの一覧表(3年間)

- 1. 死亡率／罹患率: 将来予測期間にわたって、毎年経験の不利な変化
- 2. 投資収益
 - (a) イールド・カーブ
 - (i) 毎年のパラレル・シフト
 - (ii) 5年未満は変化無し、5年以上は毎年のパラレル・シフトで、直線補間
 - (iii) 5年未満は毎年のパラレル・シフト、5年以上は変化無しで、直線補間
 - (iv) 信用スプレッドの変化
 - (b) 株式市場
 - (i) 将来予測期間にわたる株式配当利回りの低下
 - (ii) 将来予測期間にわたる株式総合収益の悪化
- 3. 事業費: 将来予測期間にわたる毎年の事業費の増加
- 4. 継続率: 将来予測期間にわたる毎年経験の不利な変化
- 5. 新契約: 将来予測期間にわたる毎年の新契約の低下
- 6. 重要な影響を与える場合、アポイントド・アクチュアリーは、以下の変化から発生する将来予測期間にわたる会社の経験の悪化に関するシナリオを含まなければならない。
 - (a) 配当率
 - (b) 出再保険
 - (c) 責任準備金評価基礎
 - (d) 契約オプションの行使率
 - (e) 株主への配分

(f) 税金

7. アポインテッド・アクチュアリーは、保険会社の事業に重要な関連のある他のいかなる要素も考慮しなければならない。

別添 ST

シナリオ・テスト

シナリオ	パラメータの値	資産の値			負債の値			ソルベンシー・マージン	必要ソルベンシー・マージン	ソルベンシー比率
		リンク型	ノン・リンク型	合計	リンク型	ノン・リンク型	合計			
I										
II										

感応度テスト

感応度テスト	パラメータの値	資産の値			負債の値			ソルベンシー・マージン	必要ソルベンシー・マージン	ソルベンシー比率
		リンク型	ノン・リンク型	合計	リンク型	ノン・リンク型	合計			
I										
II										
III										
IV										

4—エコノミック・キャピタルの算出について

IRDAI が 2010 年 3 月に発行した通達「エコノミック・キャピタル (Economic Capital)」により、生命保険会社においては、2010 年 3 月末からのアポインテッド・アクチュアリー年次報告書 (Appointed Actuary's Annual Report : AAAR) において、エコノミック・キャピタルの算出等について記載することが求められることになった。

具体的には、AAAR の第 5 章において、エコノミック・キャピタルの計算手法及び計算結果 (エコノミック・キャピタル・ベースのソルベンシー比率を含む) について報告することが求められている。

5—リスク管理のガバナンスに関する規定

こうしたリスク管理に関しては、IRDAI が発行するコーポレート・ガバナンスに関するガイドラインにおいて、各生命保険会社において、リスク管理委員会や ALM 委員会の設置が求められている。なお、ALM の委託事項がリスク管理委員会の一部になっているのであれば、ALM 委員会をリスク管理委員会の一部とすることも認められる。

具体的には、2009 年 8 月の「Guidelines on Corporate Governance for the Insurance Sector」及び、2010 年 1 月の「Corporate Governance Guidelines for Insurance Companies—Amendment No1」において、以下のように規定されている。

1 | リスク管理委員会 (Risk Management Committee)

他の金融機関と同様に、保険会社の健全な管理は、様々なリスクを組織全体でどのように管理するのかに依存している、ということはよく理解されている。保険会社は、強力なリスク管理制度とリスク軽減戦略の発展を

追及する上で、会社のリスク管理戦略を規定するために、独立したリスク管理委員会を設定しなければならない。リスク管理機能は、会社の様々な事業ラインにわたる全てのリスクを監視し、そのヘッドが取締役に直接アクセスできるような方式で組織化されなければならない。伝統的に、この機能は、明確に定義された役割を有する CRO (Chief Risk Officer) の全体的な指導と監督の下にある。しかしながら、保険会社は、リスク管理機能のヘッドの適切な独立性の必要性を考慮して、その事業の規模、性格、複雑性に対して適切な機能を組織化することができる。

概ね、リスク管理委員会は、以下のことを行わなければならない。

- ・専門的な分析と質のレビューを行うことにより、リスク管理制度の効果的な運営において、取締役をアシストする。
- ・保険会社のリスク・プロファイルに関して、単体あるいは個々のリスク・プロファイルに加えて、グループでの全体的な観点を維持する。
- ・リスク・エクスポージャーとそれを管理するために取られる行動に関する詳細を、取締役会に報告する。
- ・会社の戦略、合併・買収及び(それらに)関連する事項のような戦略的機能的な事項に関係するリスク管理決定に関して、取締役会にアドバイスする。

2 | ALM 委員会 (Asset Liability Management Committee)

ALM は、会社の所与のリスク選好度やリスク許容度、事業プロフィールの下で、会社の財務上の目標を達成するために、資産と負債に関連した戦略を作成、実行、監視、修正を行う継続的なプロセスである。ALM の必要性については、保険会社が、将来において、そのキャッシュ・フローのニーズや資本要件を満たすことを可能にするような方法で、投資することを確実にするためのフレームワークを規定することにあるので、強調しすぎることではない。

ALM 委員会の責任は、以下の項目を含まなければならない。

- ・保険会社のリスク／報酬の目標を設定し、保険契約者の期待を評価する。
- ・リスク・エクスポージャーの水準を定量化し、リスク・エクスポージャーと結び付いた期待報酬とコストを評価する。
- ・最適 ALM 戦略を作成、実行し、リスク／報酬の目標を満たす。戦略は、商品レベルと会社レベルの両方において、規定されなければならない。
- ・リスク許容度の限度を規定する。
- ・定期的な間隔でリスク・エクスポージャーを監視し、必要に応じて ALM 戦略を改訂する。
- ・定期的な間隔で、取締役会に ALM の情報を提出する。

以上のように、リスク管理は、経営にとって、極めて重要な事項として、位置付けられ、そのガバナンスが問題なく機能するような仕組み作りを求められている。

6—まとめ

インドにおいても、ALM やストレス・テストが、リスク管理において重要な意味を有するものとして位置付けられている。その中で、これらのリスク管理が問題なく機能するようなガバナンスに関する規制も行われている。さらには、エコノミック・キャピタルの算出等を含む各種のリスク管理の実施やそれらの監督官庁等への報告

においては、アポイントド・アクチュアリーが重要な役割を果たしている状況にある。

以上、これまでの 5 回のレターで、インドの生命保険市場の業界全体の状況、財務を中心とする保険監督規制の現状及びさらなる保険監督規制改正の動向等について報告してきた。次回のレターでは、こうした規制改正等を巡る動きの激しい環境下での、実際の生命保険会社の経営効率や収益性・健全性等の状況について、報告する。

以 上